

平成22年第4回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成22年12月8日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	坂井嘉徳
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	成瀬正直	会計管理者	矢野博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川博光	議会書記	安藤正和
議会書記	五井淳人		

開議の宣告

○議長（道下和茂君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（道下和茂君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 大西徳三郎君と17番 遠山利美君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（道下和茂君）

日程第2、市政一般に対する質問を行います。

15番 上谷政明君の発言を許します。

○15番（上谷政明君）

議長のお許しを得ましたので、通告によります4点についての一般質問を行わせていただきます。

非常に声の調子が悪うございますので、水を持つことをお許し願っておりますので、皆さんに御承知おきを願いたいと思います。

それでは、1点目の質問から入っていききたいと思います。

1点目、下水道整備事業についてということで御質問をさせていただきます。

11月25日の市長行政報告の中で、本巢市下水道整備計画についてということで報告がございました。その中で、るる御説明の中で、未整備地区の整備につきましては、一部のところはまだ別でございますが、一番大きいところについては、当初の事業変更をせざるを得んという説明がございました。その辺につきまして、経過の説明と整備方法、並びに今後それに対する議会説明を含めて、関係地区の説明をどうされていくのかについて、まず1点目、御説明をお願いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山尊司君。

上下水道部長（杉山尊司君）

未整備地区の整備計画についての御質問にお答えをいたします。

平成22年11月25日の市長の行政報告にて、本巢市下水道整備計画につきまして、御報告がされましたとおり、3年にわたり本巢市下水道事業推進審議会におきまして御審議をお願いいたしましたところ、さる11月8日に開催されました下水道事業推進審議会におきまして、未処理区の整備計画については、合併浄化槽で整備することとの答申をいただいたところでございます。今後、この答申に基づきまして、合併処理浄化槽設置に係る補助基準等を見直し、整備の推進を図ってまいりたいと考えております。

議員御質問の、未整備地区の整備手法を含めた計画についての説明をどう行うかでございますが、12月14日に開催されます産業建設委員会並びに12月17日に開催されます全員協議会におきまして、未処理区の整備計画につきまして御説明をさせていただきますので、御理解をいただきたいと思っております。

そして、23年度予算に合併処理浄化槽設置整備事業補助金を計上していきたいと考えております。その後、3月定例議会におきまして、23年度予算が議決いただけましたら、23年度当初に開催されます自治会長会にて、合併処理浄化槽設置整備事業につきまして御説明をさせていただきたいと考えております。また、地元説明を希望される自治会があるようでしたら、自治会に出向き、御説明をさせていただく考えでおりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

上谷政明君。

○15番（上谷政明君）

市長の行政報告の中で、できない理由というのが行政報告の中に書いてあるんですが、その中で、供用開始までの期間が長いことと、それから地方債の借入れが多額になるということと、また、それに対する償還など、財政的に負担が大きいということが行政報告の中で市長が申されております。これにつきましては、合併当初から、期間は長くなるということももう重々わかっていた状態ではないかと思えますし、財政的に非常に難しくなると、償還も非常に厳しいというお話をされておりますが、こちら下水道計画については特別会計になりますので一般会計とは別になるわけですが、きのうの黒田議員の一般質問の中に、健全財政という質問をされておりました。その中で企画部長は、本市の21年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字ではなく、るる書いてある中で、全国平均からいっても、県内平均からいっても、健全であると。また、将来の負担率についても、全国平均から、県内の市町村平均からいっても、またこれもいずれも健全性を保たれておるといって御説明がございまして。しかし、その後で、合併をして16年を経過した31年度からは、交付税算入が一本算定になって、実質的には13%近く減りますので、大幅な減額が生じて、一般会計から繰り出すこれに対する補助金も非常に難しくなるから、それはできないんじゃないかという、こういう意味のことを含めて、やらない決定の理由がすべてこの中に入っ

ておるような気がするわけですが、今、このことについてとやかく申し上げても、現実的にお金はありません。ということは私も認識をしております。であるなら、もっと早くこのことについては結論を出しておくべきだったのではなかったかなと思っております。

もう一つ大きな問題は、地域格差ということを言われて久しいわけでございます。そういう中において、来年度の予算の中で、設置を含めたその辺の補助のことにつきましては、予算を盛り込んで、そしてやっていくというお話がございました。それはそれでいいでしょう。しかし、この関係地区の自治会は、私が21年の6月議会でとうとうと質問をさせていただきまして、その中でも、積み立てをしておいた地区もあるわけですね、この公共下水について。そして、我が市としても、その処理場に充てる名目で土地の取得もなされた経緯も実はあるわけです。その辺のことにつきまして、やはり地域へ行かれて、今、部長からの説明ですと、説明の要請があるところには、行って説明しますよということのような今答弁だったかと思いますが、そうじゃなくて、やっぱり地域格差を生まない、そういう感情を抱かれないように、進んで何遍も何遍も説明会を開いて、そして御理解を願ってほしいと私は思っておりますので、その辺のことにつきまして、上下水道部長から決意のほどだけ伺っておきたいと思っております。

○議長（道下和茂君）

上下水道部長 杉山尊司君。

上下水道部長（杉山尊司君）

23年度当初の自治会長会で説明をさせていただきまして、先ほど、地元説明を希望される自治会があるようでしたら出向きますというふうに答弁をさせていただきましたが、なくてもこちらから進んで説明に出向きたいと思っております。よろしく願いいたします。

[15番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

上谷政明君。

○15番（上谷政明君）

それでは、2点目の質問に入っていきたいと思っております。

これは1点目と関連しておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思っております。

これも21年の6月のときに、私、一般質問でさせてもらっております。そのときにも、るるその排水状況は御説明を申し上げたかと思っておりますので、御理解を願っておりますので省かせていただきまして、その中で、産業建設部長の方から答弁をいただきました内容につきまして、ちょっとお話をさせていただきます。

住民の方の生活圏周辺の環境整備がなされ、快適な環境のもとで日々暮らせることが大切である。長年劣化によりまして排水機能が低下し、悪臭が発生する既存の水路、または、土羽構造で勾配がとれず、排水不能となっている水路など、まだたくさん市内には未整備地区があると認識をしておりますとおっしゃっていました。その中で、この整備にはどうするんかということでお話を聞きましたところ、早期に整備を済ませ、維持管理の軽減や、蚊などの発生を抑制し、良好な生活環境を

つくるのが大切であると認識しておりますということで、そのためには順次整備を進めていきますので、地域の皆さんの御理解をお願いしたいという答弁がございました。

今まさに公共下水を個別合併浄化槽に切りかえるというお話が出まして、そうなりますと、もう順次整備をしていくという段階ではないような気がします。ましてやこのことが、公共下水のことがありましたので言うてはおりませんでした、南部を含めて、まだ土羽で、コンクリートの堤敷が打っていない排水路がまだ住宅地域の中に存在するという現実を踏まえていますと、もう順次整備をしていくという状態ではないような気がします。やはり抜本的に計画そのものを見直さないと、今までは、この答弁の中にも産業建設部長は申されております。要望は各自治会から本当にたくさん出ておると書いてあります。しかし、それ以上の問題がこれから発生をしてくるわけですね。その辺のことにつきまして、その後、この未整備地域の開発につきまして、この公共下水道事業がなくなるということに基づきましての計画変更はあったのか、どう取り組まれていくのかについて御質問申し上げます。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

ただいまの排水路の整備計画に対する考え方についてでございますけれども、前の御質問にありましたところでございますけれども、去る11月8日に開催されました本巢市下水道推進協議会におきまして、この未処理地域の整備計画につきましては、合併処理浄化槽で整備することの答申を受けております。合併浄化槽の処理水につきましては、市道側溝等に放流する必要があります。そのため、下水道の未処理地区の糸貫地域の住民にとりましては、安心・安全な生活を暮らしていく上で、雨水やその処理水の排水路整備が早急の課題であるというふうに考えております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

上谷政明君。

○15番（上谷政明君）

今、早急の課題であるという御答弁がございました。危機的な状況にあるということは御認識を願っておるということで理解させていただきますが、であるなら、これから計画その他についてはどのように進めていかれるのか、そして、今後どんなような対応をされていくのか、その辺のことについてお考えがありましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

今後の対応についてでございますけれども、既存の側溝の断面や勾配などを面的に現地調査しまして、排水計画を検討した上で整備計画を立案し、順次計画的に整備してまいりたいというふうに考えております。

[15番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

上谷政明君。

○15番（上谷政明君）

ということは、全面的に見直していくというように理解してもいいのかと私は思っております。

そこで市長に伺いますが、この下水道計画がなくなりますと、そうしたときに、今、部長から答弁がありましたように、根本的に計画そのものを見直してやっていくという御答弁がございました。市長さんにおかれましては、このことにつきましては、市長さんの御性格からいきますと、わかったよ、全面的に力を入れてやるというようなお気持ちであろうかと思いますが、その考えは私だけであるのか、市長さんにお伺いをしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

糸貫地域の下水道処理の計画につきましては、25日の市長の行政報告でも御説明申し上げ、そしてまた先ほど上下水道部長からも御答弁させていただき、そしてまた、今それに関連するというところで産業建設部長の方から御回答申し上げます。

私も、この地域の合併浄化槽でいくという話になりますと、排水路等の整備が喫緊の課題であるというふうに認識をいたしております。先ほど上谷議員のおっしゃるように、何はさておき、最優先でこの側溝等の整備をやらせていただいて、ボウフラがわいたり、蚊が出て、においがするというものがないような形で、通常の公共下水、それから農業集落排水事業の整備に近い形での側溝整備と。よりよい、いわゆる環境に配慮した形での整備というのをしっかりと対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[15番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

上谷政明君。

○15番（上谷政明君）

力強い御答弁をいただきましたので、新年度予算から着実に進めていただけるものと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、3点目の糸貫幼稚園の整備等についての質問をさせていただきます。

きのう、同僚議員の高橋勝美議員から同様の御質問がございまして、その中で市長は明確に答弁をしていただいておりますので、私から、るこのことについて説明する必要はないと思っておりますが、一部のことについて御質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

統合計画から単独方式に切りかえるという御答弁がございました。その中で、糸貫西幼稚園につきましては、現在の子どもセンターが老朽化により取り壊して、その跡地に計画をするという御説明がございました。この子どもセンター周辺の土地は、北側の給食センターも、西側の土地も、樽見線までの道路も、全部市の土地です。何ら買収その他は必要ございません。この件につきましては、早急にできるんです。何も障害はない。財政的なことも、きのう、当然単独ですので、合併特例債は受けられないという御答弁もございましたし、そうであると思っております。そうなりますと、単独の財源ということになります。そうしますと、何ももう期日を決めることなく、順次先延ばしにすることなく進めてこられる園の計画がここにあります。

そして、唯一東幼稚園につきましては、現行のところとなりますと、市の土地に、今団体が使っている土地がございまして、そして、そのあと民間の土地がございまして、これ、東も西も一緒にやれということになると大変でございますので、時間差をかけてやられたらどうかと思いますが、その辺につきまして、これも両方とも予算的なことは合併特例債は受けられませんので、進めていかれますけど、その中で、現在の定員が、東幼稚園は245名、西幼稚園は239名という、今そのようなお話がございまして、それよしかちよっと超える規模のものをつくりたいというようなお話でありました。この敷地内で、十分入りますかね。

なぜかといいますと、きのうの高橋議員の説明の中で、今までの幼稚園が、駐車場が狭くて、いろんな住民に迷惑かけたというお話がございまして、その辺のことも含めて、やはり今回は計画をされていくと思いますが、二百四十何名ということになりますと、今は車社会です。毎日ではありませんが、イベントがあったときに、車が来ますと、2人の子供が園に通ったとしても、100人見えるわけですね。個々に乗ってこられりゃ100台ですね。今、やっぱり駐車場は、一般の商店街も含めて、7坪に1台という今基準値を持って駐車場の計画をショッピングセンターを含めて進めております。それは何かといたら、出やすいようにということですね。だから、ここまでされるかどうかはわかりませんが、この今の十分駐車台数がとれるかといいますと、100台といいますと、7坪になれば700坪になります。平米、逆に直せば、2反4畝になります。2,400平米になります。その辺のことも考えて、今後、設計を立てていかれることを私は望みますので、その辺のことは要望しておきます。しかし、この西幼稚園については、今まさに障害はない状態でございますので、市長、この辺については、早急に計画から、来年度予算ぐらいからどうですか、進めてもらうようなお考えはないですか、お伺いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、糸貫幼稚園の整備に関係いたします、関連の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

昨日、議員御指摘のように、高橋議員の御質問にもお答えいたしましたように、糸貫地域の幼児

園の整備は、統合方式じゃなくて、いわゆる単独ですね、今の二つの園をそれぞれの形で整備するというお答えをされており、そういうことで進めさせていただきたいという答弁をさせていただきました。

統合ということも当初考えておりました、それでやりますと、現在でも200人を超える園児を抱えておるといふようなことで、一つに統合いたしますと400人を超える大きな幼稚園になるというようにございまして、そうしますと、いろいろと問題が出てくるというようにことから、単独方式ということで進めさせていただきたいというお話をさせていただきました。

そして、場所につきましては、先ほどのお話のように、西幼稚園につきましては、ぜひということで、子どもセンターが古くなったものですから、それを取り壊して、その後に西幼稚園を建設させていただきたい。また東幼稚園につきましては、現在地で用地を確保して、もっと大きくした形で現在の場所で整備したいというお話をさせていただいておるところでございます。

それぞれこの幼稚園、両園とも240人程度の定員ということで、現在200人が通園しておるといふことでございまして、この定員数というのも、現在の建物を最大限活用した場合の定員ということでございます、以前の議会の御質問でもいろいろございました。1人当たりの面積というのは大変小さい、市内の中でも大変面積の少ない幼稚園だという御指摘もいただいておりますし、私も、大変窮屈な状態で保育をしていただいているというふうに思っております。このため、この両園につきましては、今度整備いたしますけれども、1人当たりの面積というのも十分考慮させていただいて、園児の活動にもしっかり目が届き、また、伸び伸びとできるような環境にしていきたいというふうに思っております。

ということで、西幼稚園、すぐにでもという今お話もでございます。確かに子どもセンターが今現在でございますし、留守家庭教室も今現在やっております。行政報告でも御説明申し上げましたように、留守家庭教室も、それぞれの旧糸貫町地内の各小学校に分散して留守家庭教室をやっていきたいということございまして、席田小学校につきましては、この今の予算で、いわゆる改造費を計上させていただきまして、来年の4月当初から席田地区の留守家庭教室はやらせていただく。そしてまた、一色地区、土貴野地区の留守家庭教室につきましては、新年度早々また整備させていただいて、できる限り早く一色小学校、土貴野小学校の敷地内で留守家庭教室ができるように新年度に整備していきたい。その抜けた跡を、早速子どもセンターを取り壊させていただくということで、これにつきましても、新年度の予算で子どもセンターの取り壊しの費用も出させていただく。それに関連して、設計費等もでき得ればあわせて計上もさせていただいて、新年度にできることは、できるだけ前倒しでどんどんやらせていただく。そして、その後建設をするという形にしていきたいと思っております。

御案内のように、給食センターの土地も、市の土地、市の建物でございまして、この給食センターも、子どもセンターと一体的に、あそこの後に活用したいと思っております、給食センターも含めて、あの土地を取り壊させていただいて、整備させていただく。そして、その中で、幼稚園もつくり、そしてまた、関連の駐車場、先ほど御説明ございましたように、駐車場の確保というのも、

最近の建物を建てれば必要になる施設でございますので、駐車場もできるだけ確保する、そういう形で整備をさせていただきたいというふうに思っております。

また東幼稚園の方も、今、現在地に、建設いたします土地を買わせていただいて、拡張させていただきましても、その整備に当たっては、先ほどと同じように、現在、駐車場というのは欠くことのできない施設でございますので、可能な限り駐車場の確保もさせていただくような形で幼稚園の整備というのはさせていただきたいと思っています。

また、財政的にも、単独方式をとりましたことから、昨日の高橋議員にお答えいたしましたように、合併特例債の活用というのは検討できませんので、いずれにいたしましても、市の単独経費で建設していくということでございますので、できる限り効率的に財源充当させていただくということで、いろんな事業との調整を図りながら財政計画も立てさせていただいて、単年度に大きな負担のないような形で、本巣保育園、そして糸貫の二つの両幼稚園、三つの園を計画的に順次整備をさせていただくという形で進めさせていただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、財政的にも大きな負担、単年度に大きな負担がかからないように、できる限りの効率的な財源充当をしながら整備を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔15番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

上谷政明君。

○15番（上谷政明君）

皆さんに協力をいただきまして、明確に答えていただいております。非常に感謝申し上げます。このことにつきましては、下水道におきまして排水計画、幼稚園につきましては理解をさせていただきますので、全面的に応援させていただきますので、よろしく順次計画どおり進めていただくことを強く望んでおきます。

それに伴いまして、当然、モレラの北側の土地でございますが、これにつきましては、当初、購入したときの実施計画の中で、用地として上げさせてもらいました最後の二つ、幼稚園の建設用地と公共下水の施設の用地ということで取得をしているときの経過の説明がございます。これにつきましては、今、二つとも明確に市長から答弁がございましたので、そうしますと、もう事業変更するということがなしに事業変更だということにもう確定するわけでございます。そうしたときに、7億にもなるお金をかけて投資したところの事業計画変更ということにつきましては、今後どういう考え方を持っていかれるのか、その辺のことにつきまして、事業変更計画をはっきり明確に打ち出さなければならないことになるわけですが、その辺を明確に打ち出していただけますでしょうか、市長。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、モレラ北側の土地につきましての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

この土地につきましては、先ほど議員御指摘もございましたように、平成17年度に、市が土地開発公社に先行取得を依頼いたしまして、約2万坪、坪3万8,000円で土地を購入したものでございます。

先行取得を依頼した当時のこの土地の事業実施計画におきましては、現在整備済みの給食センターのほかに、先ほどちょっとお話も出ました幼稚園の統合先、また下水道の処理施設の終末処理場と、それからストックヤード、防災倉庫というようなものを整備するというので土地を購入いたしております。このうち、現在、計画どおり実施されているものは、御指摘のように学校給食センターのみでございまして、今計画にございました下水道処理施設につきましては、先ほど御質問があって御答弁を申し上げましたように、下水道事業推進審議会の答申を受けまして、この土地を使ってやるということは考えていけないよということで、土地の活用がそれを見込めない今状況になっておりますし、また幼稚園につきましても、先ほどお答えいたしましたように、この土地を活用しない、いわゆるそれぞれの単独で整備をするという方向で進めていきたいというふうに考えておりますことから、当初の予定いたしておりましたこの土地での計画というのは、この大きく使おうとしておりました用途先がどんどん変更になってきておるということでございます。

こうした状況を踏まえますと、モレラ北側の土地につきましては、当初の計画を大幅に変更をしていかなきゃいけないというふうに思っております。したがって、この土地を今後どうするかということがございますけれども、市の財政状況というのも年々厳しくなってくるというふうに予想されております。これにかわる新たな施設の整備というのも大変難しい状況になっておりますけれども、御案内のように、この土地というのは、東海環状の糸貫インターがすぐ近くにできるというようなこともございまして、前の議会の質問でもお答えいたしましたように、この地の利というものもしっかりと踏まえながら、私はこの土地が、いずれはこの本巢市が全国につながる顔になる、窓口になる、そういう地域だろうというふうに思っております。この土地の有効活用ということにつきましては、早急に今内部検討を進めさせてまいりたいと思っておりますし、それに当たっては、議会初め皆さんの御意見をしっかりと伺いながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、下水、それから幼稚園等々の計画が、この土地を使ってということがなくなるということがほぼ確実に近づいてきつつございますので、あとこの土地を有効活用というのは、また真剣に、そして早急に考えていかなければならない課題だというふうに思っておりますので、これからも皆さん方の御意見をお聞きしながら、整備というのにお知恵をおかりしながら進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[15番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

上谷政明君。

○15番（上谷政明君）

この土地につきましては、もう当初の計画はすべてなしになるということのお話かなと思っておりますが、三橋の北部の方のPTAの方々から200人ぐらいの要望が私のところへも届いております。北部に子供を遊ばせるところがない、どこか公園みたいなものをつくっていただけませんかという要望が来ております。自治会長と相談をして、こんな要望が届いておるが、どうしたらいいね、上へ上げるんかねといったら、自治会長は、とても今、三橋として、このことを地域住民に御理解を得て上げられる状態ではないで、よく要望者には事情を説明しておいてくれということもございます。

子供公園とかそういうことにして一部貸し出しますと、市としては、そこに既存のものができるということになって、やはり後で返せということになりますと、また非常に難しいことが発生してくるだろうと思います。私もそのことについては、あそこは水辺公園という形にすると物すごくいいなと思いましたが、桜が咲いているときは非常にいいです。しかし、そうなりますと、やはり後の事業計画に大きな影響を来してくるということを思っております。この土地については、開発公社が、一部、7,000坪ほどモレラに貸しております。それによって上がる収益が開発公社の財源になって、工場団地の利子補給にもつながっていくということのお話もありまし、これだけの大きなもの、今、市長がおっしゃいました。すばらしいものであるで、とっておきたいと言われますが、ただとっておくだけでは、お金も生みませんし何もしません。私は、今この東海環状が開通するにどのぐらいかかるかわかりません。しかし、今のこのタイムスケジュールからいきますと、10年ぐらいはまだかかるのではないかなと思っております。早く来ればそれはそれでいいわけです。この土地は、やはり私は何らかの形で財源を生む土地にするべきではないかなと思います。市でものを建てて、そして活用する、これは今市長さんも、それは考えておらんとおっしゃいました。私もそんなこと考えてもらっては、反対をします。どうか、今行政も一般の地主的な考え方をされてはいいかな、それができないのかなと、実は昔思いました、モレラが貸してほしいというお話をしておるが、どうなんやと言いましたら、駐車場は貸しますというお話で、収益を上げるということで、あれを駐車場に貸していただきました。

そういう観点からいきますと、今、世の中には、事業用借地権契約というものがあまして、10年なら10年という期日を区切って、優良企業と契約の上におきまして貸すということについて、収益が上がるのが実はございます。今、あの地区、将来的にはすばらしい地区になるということにつきましては、私も十分存じております。モレラもいつ出ていくわからん。5年で出ていくというお話も実はありますが、モレラの状況につきましては、だれよりも、市よりも私が一番よく存じておりますので、5年で出ていくようなことはないということだけは皆さんにお話しております。どうかこの土地が、遊休地という言葉にならないように、収益を生む土地ということでお考え方をきちっとシフトを変えていただいて、その辺の取り組みについて、今後利活用も含めて、そんな気持ちもないのかあるのか、その辺だけ市長に伺っておきたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

モレラ北側の土地の有効活用ということで、今上谷議員の方から、大変示唆に富んだいい御提案をいただきました。私はそういう、今現在も3分の1程度の土地をモレラにはお貸しをして、やっておっていただいておりますけれども、将来、あの土地を使う計画というのがしっかりできますまでは、そういう手法も頭に入れながら、今御提案のあったことも含めて、この有効活用の進め方の中の検討の材料として進めてまいりたいというふうに思っております。

〔15番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

上谷政明君。

○15番（上谷政明君）

市長、あの土地を貸すとなりますと、捨て値で貸しても、年間六、七千万のお金は入ってきます。その金の本巢市にとってどんな意味をなすかということは重々御承知だと思います。先ほどからの私の中の説明にもありますけど、市長も、この下水道計画もやりたかったでしょう。しかし、やれないということにつきまして、非常に悔しい思いをされているのではないかなど思っております。

なぜかといいますと、理由につきましては、やれない理由が並んだだけなんです。しかし、この土地については、そうじゃなくて、今おっしゃいました、とにかく本巢市のためになる、本巢市の発展のためになる事業、お金として新しく生まれ変わる土地になれば、本巢市の今後について、きのうも同僚議員からの説明にもございましたが、住みたいランキングが下がることなく、一けたのうちに本巢市はいろんな施策を打って、住みよいいまちにしていきたいと思うのは、私だけの考えではないと思います。市長さんもそうだと思います。

きのう、都市計画の話もありました。今まさに都市計画をつくられた、あの計画では、宅地造成が不可能な計画ですよ。それは私だけでしょうか、思っているのは、同じ考えは、産業建設部長もお持ちのはずです。容易に農地転用は難しいですよ。そうなったら、どこで自己財源をふやしていくかということになりますと、やはり遊休地ということにつきましては、みんなお金を生む土地だということを考え方を覚えていただいて、不動産屋的な考え方がいいのか悪いのかは、これは賛否両論あります。しかし、将来に本巢市の財源として活用して本巢市がよくなるなら、一つの事例としてモレラに7,000坪の駐車場を貸して、二千何百万の利益を得ております。それが今どういう意味をなしておるかということにつきまして御理解を願っておるはずですので、どうかひとつ御理解を賜りまして、本巢市のために英断を下していただいて、みんなと一緒に住みよい本巢市づくり、住んでよかった本巢市づくりを実現していきたいと思っておりますので、ひとつ御理解のほどお願いいたします。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、通告してあります3件について、順次質問をいたします。

まず第1番目の、子どもセンター事業の継続をという問題であります。

これまで繰り返し繰り返し糸貫の幼稚園の改築問題について取り上げてまいりました。その改築については、方向が明らかになってきたということで、今度、それに付随して、子どもセンターの問題についてお伺いをしたいと思います。

子どもセンターは、市のホームページ、あるいは子どもセンターのパンフレット等を見ますと、このようにその役割を明記しています。児童の健康増進と情操を豊かにすることを目的として、中学生までのお子さんに遊び場を提供、また、各種サークル、健寿クラブの協力のもと、小学生までのお子さんを対象とした各種事業を実施していると、これが、これまでの子どもセンターの事業でございます。抽象的ではありますけれども。

じゃあ、実際にどのぐらいの人がここを利用しているのかというデータを見ますと、平成21年度、昨年度でいいますと1万512人、これは幼児、乳幼児、小学生、あるいはサークル、いろんな活用を含めた総トータルでありますけれども、今年度でいいますと、上半期で5,597人ということで、年間にすれば1万1,000から1万2,000ぐらいになるかなあというふうに思いますけれども、いずれにしても、これだけ多くの利用がある子どもセンターであります。また、このほか糸貫地域の留守家庭教室としても利用されてまいりました。

新年度から、留守家庭教室については、各小学校に移行するという状況の中で、この子どもセンターの施設そのものが老朽化しており、それを取り壊して、西幼稚園の改築をその場でやっていくという方向が出されています。そのことについては私も同意をしていますが、そこで、今申し上げた、これまでの子どもセンターでやってきた事業をどう継続していくか、どこでやっていくのか、そうしたことについて、改築と並行して考えていく必要があると思っています。

子どもセンターというのは、他市で考えれば、児童館と言えるような施設であります。本巢市には児童館はありませんが、この子どもセンターが唯一の児童館的施設となっています。したがって、今後も、今の社会状況から考えれば、その利用がふえることはあっても減ることはないというふうに思っています。そうした状況の中で、この子どもセンター機能を今後どのように継続、発展させていこうと考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

子どもセンター事業に関連した御質問にお答え申し上げたいと思いますけれども、子どもセンターで実施いたしております子育て支援事業というものは、各地域の保育園等の子育て支援センターを充実させるということで、そしてまた糸貫の留守家庭教室は、先ほどの答弁でもお答え申し上げましたように、新年度から順次各小学校で実施するというので、子どもセンターは最終的には取

り壊したいと、そういう方向で今考えております。

しかしながら、先ほどから鵜飼議員もお話のように、現在の子どもセンター、大変さまざまな事業も行っておりまして、乳幼児から中学生までの幅広いお子さんと保護者の方々の参加もございます。そして、年間1万人以上という利用もございます。そして、これも市内の、糸貫地域だけじゃなくて、真正地域、本巢地域も含めて利用者の方々を見ていますと、市内全域からここを御活用いただいているという、そういう利用実態がございます。そして、子どもセンターというのは、先ほど御指摘のように、児童館的な役割も兼ね備えているということでもございますので、ここら辺の事業の継続というのについては、今後、頭の中に入れながらやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

ただ、そういう事業継続に当たりまして、先ほど申し上げましたように、各地域の子育て支援センターを充実してやっていくということも関連してお話し申し上げましたけれども、これはそれぞれまた保育園の整備が伴うということもございますので、現在、子どもセンターでやっていただいておりますそれぞれの事業をそのまま引き続きやろうといたしますと、すぐに各子どもセンター、そういう形で代替ができるということではございませんので、一定の期間利用するということから、その間は市内のどこかの施設をお借りしながら、継続してこの事業が実施できるように検討してまいりたいというふうに思っておりますし、また、先ほどお話し申し上げましたように、保育園の整備で支援センター的な機能を、支援センターというか子育て支援機能を各保育園でやるといたしましても、先ほどからお話にございますように、そこで全部カバーできない事業が出てまいります。そういった事業は、今後も、保育園の整備が終わった後も、引き続き市の持っております施設を有効活用するというものもしながら事業を継続させてまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、現在子どもセンターでやっております事業は、保育園が整備された後も、何らかの形で継続して実施をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この件については、基本的に今答弁いただいたような形で継続してやっていく、その形についてはどういう形になっていくか、あるいはどこでということについては、まだこれからの検討課題だろうというふうに思っています。

ということから、今の答弁で了解はいたしておりますが、ただ私の思いだけ一つつけ加えて申し上げますと、今の子どもセンター、また給食センターを解体して、そこに西幼児園をつくる。あそこについては、先ほどから話があるように、相当な敷地面積がありますので、その中に一部取り入れるということも一つの選択肢ではないかというふうに思っています。というのは、あそこ子どもセンターそのものが、長年多くの方に利用されてきているということから、非常に認知

度が高くなってきている。だから、場所が移るよりは、あそこの方がいいんじゃないかという思いもございませう。そうしたことも頭のどこかに入れながら、方向については検討してほしいということだけ申し上げておきます。

では、2番目、3番目に移りますが、2番目、3番目というのは、せんだって、ちょっと議員研修で行ってまいりました。そこで、特に難しい問題ではなく、やる気になればすぐできるなあというふう感じた2点を取り上げておりますので、よろしく願いいたします。

まず2番目ですが、議会提出資料の拡充をということでお伺いをいたします。

当然のことながら、予算や決算など、議会で審議し、同意したその内容については、我々議員も執行部と同様、共同の責任を負ってまいります。したがって、この予算、決算の中身について、議員も十分熟知することが求められると思います。しかし、残念ながら、現状でいえば、その内容についての認識度、知識については、執行部と我々では雲泥の差があります。その原因の一つになっているのが、やはり議会に対して十分な資料が提出されていないということがあるのではないかと、いうふうに思っています。

以前、議会の議決事項をふやしたらどうか、拡大したらどうかということで質問したときに、市長はこのように答弁されています。議会が政策の実現に共同責任を負う観点から検討していきたいというようなことで述べられています。これは、予算や、あるいは決算についても同じことが言えます。そういう意味で、議会に対する予算、あるいは決算の資料をさらに拡充し、充実したものにしたいということを今回取り上げたわけでありませう。

これは、先ほど申し上げましたように、研修に行ってきましたのは京都府の京丹後市であります。京丹後市では、議会基本条例というのをつくり、その中の、例えば第7条でこういうことが書いてあります。市長による政策等の形成過程の説明ということで、市長に、例えば1番でいうと、政策等を必要とする背景、2番、提案に至るまでの経緯、3番、市民参加の実施の有無及びその内容、4番、総合計画との整合性、5番、財源措置、6番、将来にわたる効果及び費用、こうしたことの説明をするように市長に求めるというのが第7条にございませう。この内容については、添付資料を見ていただければわかると思ひます。

さらに第8条で、予算及び決算における政策説明資料の作成ということで、施策別または事業別のわかりやすい政策説明資料の作成に努めるように市長に求めるという項目がございませう。これに基づいて、京丹後市では、これで330ページありますけれども、これが当初予算の審議に当たっての説明資料であります。決算についても同じぐらいのものがあります。この総ページ数を見ますと、330ページであります。その中身はどんなものかということで、資料を添付しておきました。

その添付資料の左側が、項目が書いてありませんけれども、主要な事業の説明ということで、こうした事業の内訳が書いてあります。さらに、今読み上げました第8条の関係で、右側に、政策事業等説明資料というのがございまして、この中身が、第7条で申し上げた政策の形成過程におけるその内容の説明ということで、提案に至るまでの経緯とか、あるいは、例えばここで例に出しております斎場の建設計画ということでいえば、予算としては計画のための予算が出ますけれども、じ

やあその計画に基づいて今後どういう財政負担が生じてくるのか、どういう計画で事業が進んでいくのか、総額はどうかという細部にわたって説明資料が添付されています。こうしたことを見ることによって、議会も議員もその事業についてしっかりと熟知することによって、共同で市民に対する責任を持つていくことができるというふうに思っています。

こうした内容については、恐らく本巢市においても、職員が予算を作成していく段階でこうしたものは当然持っていると思います。内容は同じかどうかは別にして、こうした種類のものはあると思いますので、ぜひそういったものも提供し、より論議を深め、市民にしっかりと責任を持てるような状態にしていくことが肝要かというふうに思っています。その点についての市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

議会の提出資料の充実ということでの御質問にお答えを申し上げたいと思います。

今、議員御指摘のとおり、それぞれ私ども本巢市も含めて市町村におきましては、議会に提案いたしました各種いろんな関係の議案に関連する資料というのは出させていたいております。特に法に定めるもの以外に、各市町村で独自の方法でいろんな資料が作成されて、提出されているというところでございます。

先ほど来お話にございますように、やっぱり議会も執行部と共同の責任を持つ。そのためにはしっかりとした議決に責任を持つという意味では、いろんな情報も共有する中でいろいろな議論を進めていくというのは当然のことでございます。そういったことで、十分な御審議を賜る上におきましても極めて重要なものであるというふうに思っておりますし、その資料提出というのは当然のことだというふうに思っております。したがって、ぜひ議会の方でいろいろまた協議していただいて、どういう資料、どういったものが審議に当たって必要だということをまたいろいろ議会の中でも検討させていただき、そしてまた、私ども執行部の方とも調整させていただきながら、資料の提供拡充というのに努めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今現在、市の方では、先ほど議員も触れておりましたけれども、確かに予算一つにとりましても、それぞれ作成する過程でいろんな資料を作成をしてつくっておりますけれども、そのままストレートに出すという、内部的な検討中のものを、煮詰まらないものをそのまま出すというのはなかなかいきません。そうしますと、やはりどうしても整理した形で出していくという形になると思いますので、その辺をやはりしっかりと議会側と調整をさせていただいて、いわゆる提案させていただいている議案の説明資料ということで、より充実した形で皆さんに提供させるような方向をぜひ考えていきたいと思っておりますので、議会側におきましてもぜひその辺の検討も進めていただく、そしてまた、我々の執行部側とまた調整をさせていただきながら進めさせていただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の答弁で結構でございます。

特に一言だけつけ加えておくとするならば、先ほど申し上げましたように、いろんな事業計画が出ます。あるいは事業の実施の予算が出ます。そのときに、一体それがどう使われていくかわからない、そういう状態で残念ながら予算化されるときもなきにしもあらずであります。

例えば今回の補正予算で、またきのう安藤議員が真桑小学校の件でいろいろと質問をいたしました。安藤議員と私は若干意見を異にする部分もありますけれども、いずれにしても3月の当初予算を出したときに、真桑小学校の問題について、これから先どうなっていくかということの見通しが明確になった上で予算化されていけば、今回のようないろんな問題はなかっただろうというふうに思います。なるべく計画なり、あるいは予算を組んだときに、それが最後に向けてどういう事業展開がされていくんだと、それに必要な手当は何なのか。

例えば京丹後でいいますと、第7条の中で申し上げたことを一つだけつけ加えておきますけれども、この説明資料の中に、市民参加の有無という項目がありまして、市民参加を進めてきた予算なのか、あるいは行政の内部の考えだけで進めていく事業なのかということで○を打つ欄がありますけれども、特にこれは斎場建設でありますので、当然市民参加の有無でいえば、「ある」というふうに○が打ってありますけれども、そうした本当に一つずつの事業をやっていくときに、市民参加が必要なのかどうなのか、市民の声を聞く必要があるものなのか、あるいは行政だけで進めていっていいのか、そういったこともしっかりと判断しながらやっていくことも必要だろうというふうに思います。そうした一つの例としてこの資料をつけておきましたので、ぜひ参考にさせていただければと思いますし、また議会側としても、市長が言われたように、いろいろと協議をし、よりよい議会審議ができ、そして市民に責任を持てるような議決ができるようにしていきたいというふうに思っています。

それでは、3番目に移ります。

3番目は、市民の名簿づくりの手助けをというタイトルであります。

例えば消費者庁のホームページに、個人情報保護法に関するよくある質問と回答という欄がございまして、その中を見ておきますと、こんなQ&Aがありました。

個人情報保護法ができたことにより、学校や地域社会において、名簿を作成、配布することはできなくなったのかというQに対して、回答は、そういうことはありません。個人情報保護法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者は、その詳細な説明は省きますけれども、個人情報の適正な取得や利用目的の通知等のルールを守れば、本人の同意なく、各種名簿を作成すること自体は可能です。これを配布するときに本人の同意が必要になります。こういうQ&Aがありました。すなわち、個人情報保護法制定以来、名簿をつくることはできないんだ、よくないんだというよう

な誤った認識が広まっています。

しかし、この法律は、第1条の目的でこのようにうたっています。個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とするというふうに、名簿の作成を否定しているのではなくて、名簿作成のルールを定めているというふうに考えるのが妥当だろうというふうに思っています。

こういう観点から、視察してまいりました箕面市では、全国初となる「ふれあい安心名簿条例」というものを今年度から施行をいたしました。これは箕面市の市長が、自治会などから、名簿がなくて困る、何とかしてほしいという苦情が寄せられた、そのことに端を発して、名簿作成に関するふれあい安心名簿条例というものをつくりました。

それで、これも資料にちょっとつけておきましたけれども、このふれあい安心名簿というのは、要するに名簿をつくりなさいというものではなくて、この真ん中の右側に書いてありますように、皆さんに安心してもらえる名簿の作成や管理の仕組みを市として用意をした、そして、市の基準に従って、あるいは市のルール、条例の定めに従って名簿を作成されたところについては、市が認証をいたしましょうというものであります。名簿がなくて困るというのは、本巢市内でも、自治会やあるいはいろんな団体でそうした声をよく耳にいたします。この原因は、先ほど申し上げたように、個人情報保護法に関する誤解や、あるいは誤った認識というのがそれぞれあったんだろうというふうに思います。私も今回改めてこの個人情報保護法の法律自体を読んでみまして、先ほど申し上げたように、これはやっぱり作成上のルールを定めたもので、名簿づくりを否定するものではないということを改めて認識しています。

こうした名簿について、一定のルールのもとに関係団体がそれぞれの名簿をつくりやすいように、市としてやっぱり手助けをしていくということが必要ではないかというふうに思っています。条例という形でやるかどうかというのはまた別の問題としましても、ただ、市としての手助けはやっぱり必要ではないかというふうに認識をしておきました。ということで、企画部長のお考えをお伺いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、市民の名簿づくりの手助けをという御質問に対してお答えさせていただきたいと思えます。

平成17年に個人情報の保護に関する法律が全面施行されたことに伴いまして、個人情報保護に対する関心が高まり、住民の間に個人情報保護についての意識が浸透してきたところでございます。

一方、個人情報保護については、議員御指摘のとおり、過剰反応ともいえるべき対応が見られ、災害時の要援護者名簿や学校等における緊急連絡網などの作成に支障が生じるといった事態も聞かれるところでございます。

個人情報保護法は、5,000人分を超える個人情報をデータベース化して、その事業活動に利用している者を対象としておりまして、小規模の団体には適用のないものでございます。また、同法は、個人情報の利用につきまして、本人の同意や利用目的等の本人への通知など、一定の手続を経て行うことを定めております。これが法律の趣旨でございます。

議員御紹介のふれあい安心名簿条例 箕面市の条例でございますが は、同法と同様の趣旨のものとなっております。個人情報保護法の施行後、必要な名簿の作成に支障が生じるといった事態を受け、国におきまして、説明会の開催や、先ほども議員が言われましたようなパンフレットの配布など、啓発に努めているところでございます。

市といたしましても、個人情報保護法を正しく理解していただくために、同法の趣旨、先ほども申し上げましたが、利用目的など、要するに本人同意というのをとっていただくということでございます。その同法の趣旨などにつきまして、広報紙やホームページなどを通じまして啓発に努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解願いたいと思います。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

箕面市であえて条例にしてやったというのは、市として、名簿をつくりたいというところについては積極的に協力をしようということでもあります。そのために、名簿をつくりたいというときには、その簡単作成キットといいますか、ホームページでもありますけれども、例えば団体の名前とか、責任者の名前だけ入れていけば、もうすぐその名簿作成に必要なものがすべてでき上がるという、たしか簡単作成セットでしたかね、そういったものがございまして、だから、つくるには個人情報保護法は必ずしも障害ではなくて、本人同意さえとっていただければいいんですよということなんですけれども、それだけではないんですね、実際には、だから、それを本人同意をとり、さらにそれをどういう目的で使うんだという、そんなような規約的なものが必要になります。そういったことになるとなかなか面倒で、それぞれの団体、あるいは自治会でつくりましょうといっても、なかなか進まないだろうと思うんです。そういう点で、市として、こうすればできますよという具体的な協力をする必要があるかということで、今回質問に取り上げたわけでもあります。法の趣旨を説明するだけであれば、それはすぐ済んじゃいますが、その上に立って実際に名簿作成に進んでいくには、じゃあどういう手だてが必要なのか、どういうことをすればできるのかという、それをやっぱり市として援助することが必要ではないかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（道下和茂君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

箕面市の取り組みの中にも、個人情報を正しく理解していただくためのPRが必要であるという

ようなことが書いてあるわけでございます。議員御指摘のとおり、箕面市のふれあい安心条例の解説等を見させていただいておりますが、その理解と同時に、個人情報保護法が足かせになるということではございませんので、そのあたり、今議員御指摘のように、本人からの申し出に基づく、また目的外の配布はだめですよとか、適正な管理をしていただくとか、名簿の、最後要らなくなったときの処分とかいうようなことも含めまして、個人情報保護法を正しく理解していただくというふうな啓発という形に持っていきたいなというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

じゃあ、第一歩としては、今言われた個人情報保護法の正確な理解をまず深めてもらおうと思うんですけど、やろうと思えばこういう形でやればできるよというところまでの説明は、まず第一歩としてやっていただいて、その上で、さらに実際にじゃあつくろうというときには、市としてこの協力をするというふうな第2段階としては持って行ってほしいと思うんですね。やり方として、箕面市の形でやれというつもりはありません。やり方については本巣市なりのやり方を考えてもらえば結構なんですけれども、そういうふう理解しておけばよろしいでしょうか。

○議長（道下和茂君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

先ほども申し上げましたように、今議員御指摘のとおり、まず個人情報保護法を正しく理解していただくと。それから手続的なものを、どうすればできるかというようなところまで進めていきたいなど。順次国におきましても、パンフレット等で説明しておるとおりでございますので、そういうのに基づきまして、私どもの方も順次進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

[18番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

答弁はそれで結構です。

若干時間がありますので、最後に一言だけちょっとつけ加えておきたいと思います。

このふれあい安心名簿条例は、本来は昨年の12月に議決をする予定でした。そのために、その前にパブリックコメント、あるいは地域での説明会を繰り返してまいりました。でも、実際に議決したのは、箕面市は2月議会と言いますけれども、2月、実際の議決の日は3月でありますけれども、なぜ延びたかということをお聞きしたら、12月議会に提案しようと思ったけれども、それまでに説

明をいろいろしてきたけど、まだ住民の理解が不十分だと判断して、さらに改めてパブリックコメント、説明会をやって、それで2月を迎えて提案をしたということで、普通、行政的なやり方とすれば、一回一通り説明会とかをやれば、もうそれで、一瀉千里とは言いませんけれども、進みますね。そういったところで一回立ちどまって、改めて市民の理解を得ようという努力をしたということ、非常に私は感心して帰ってまいりました。そのことだけつけ加えて、質問を終わります。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時休憩をします。10時40分から再開をいたしますので、よろしく願いをいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 江崎達己君の発言を許します。

○1番（江崎達己君）

それでは、発言通告に基づきまして、順次質問をさせていただきます。

第1点目といたしまして、活力ある本巢市を目指した取り組みについてということでございます。

健全な財政を図るために、各事業の見直しや経常経費の削減等日々努力されて、御尽力されていることに敬意を表しますが、経費の削減により、市民サービスの低下を招くことがあってはなりません。そこで、守りの行政運営から攻めの行政運営に転換することも必要であるかと思っております。ここで、ここまでは9月の議会でも発言させていただきました。

攻めの行政運営のその一策として、ネーミングライツ、命名権と言いますが、命名権について調べてみるところ、施設の命名権ビジネスは、地方公共団体、自治体等にも広がってきております。例えば例として、スポーツの命名権が販売された例として、日本初の命名権は、FC東京と東京ヴェルディですか、1969の本拠地、東京スタジアムが「味の素スタジアム」と名づけられて、5年間で12億円となっているようです。

また、再建団体でも皆さん御存じかと思いますが、北海道の夕張市、2007年3月、夕張市財政再建団体は、ゆうばり市市民会館を弁護士法人アディーレ弁護士事務所が「アディーレ会館ゆうばり」と命名し、3年契約で運営管理をなされております。

隣接する都市、岐阜市では、岐阜駅北口の東側にあります郵政の施設でございましたが、それを買い取り、3年前に地元の十六銀行と命名権を3年契約で年間800万円で契約され、「じゅうろくプラザ」と命名されました。

先月、11月12日の新聞によりますと、岐阜県は、県民ふれあい会館、岐阜アリーナ、岐阜県先端科学技術体験センター、この三つを、イベントが開催され、広告期待ができるということで、ネーミングライツに取り組まれる予定でございます。

また、変わった事例でございますが、我が子の命名権を売りますということで、2,600万円で落

札したということもあります。2010年2月5日、今月1日に生まれる女の子の命名権を、父親である兵庫県の男性、これ19歳の男性だそうです。3万円でネットオークションに出品されました。出品した問題で、3日後、4日のこの命名権を最終的に2,600万円で落札されたということがわかりました。落札したのは、鹿児島県にある「メスブタハム」のブランドで広く知られるハムの工場の社長さんだそうです。

そこで、財政改革の歳入確保策の一環として、本市の施設に企業名や商品名など、愛称をつけて命名権料を取るネーミングライツの導入を図ってはどうか、よく検討し、実施を図りたいが、その御所見をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、1点目のネーミングライツの導入につきまして、答弁をさせていただきます。

ネーミングライツにつきましては、議員も述べておられたとおり、スポンサーの企業名、ブランド名などをスタジアムなどの施設の名称にする権利で、命名権ということでございます。この命名権につきましては、1980年代以降、アメリカで発達したというふうに言われておりますが、先ほども言われたとおり、我が国では平成15年3月から、東京都にあります東京スタジアムの名称を味の素スタジアムとしたのが公共施設としての初めての事例でございます。その後、全国の多くの公共施設で活用がされてきて、これも先ほど議員が言われましたが、岐阜県におかれましても、県所有の3施設を近く公募されるようでございます。

こうしたネーミングライツ制度は、新たな設備投資を伴わず、安定的かつ高額な収入を一定期間確保することができる可能性があります。しかしながら、半面、短期間で施設名が変わる可能性があるとか、あるいは、企業名ばかりが目立って、施設の場所がわかりにくくなる、あるいは大都市圏以外の地域では、スポンサーとなる企業を探すのが困難であるといった意見とか課題があるのもまた事実でございます。

本市におきまして、一般財源が減額となる見込みの中、こうした自主財源を確保することは、非常に重要なことでございます。今後は、本市の施設を対象に、ネーミングライツの導入が可能であるかどうかを含めまして、今後検討していく必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

江崎達己君。

○1番（江崎達己君）

まだ間近いんですけれども、名古屋市が道路の歩道橋なんかにも名前をつけようじゃないかというような斬新的な考えがあることを、新聞、テレビ等で報道されておりました。やはり地域活性化、

厳しいこういう財政状況の中で、やはり安定的な財源確保という点からも、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと、これは要望として上げさせていただきます。

続きまして、第2点目でございます。

豊かな自然に恵まれている本市は、根尾の能郷白山を源流とした良水に恵まれていると思います。いい水だと思います。本市の特色の一つとして、良水が上げられるのではないのでしょうか。この豊かな水を活用し、名水として戦術、戦略を組み、水を生かした取り組みを図ってはどうかと思います。

例えば、名水の製造、販売、PRを図り、観光にもつなげていく等、方法はいろいろあるかと思いますが、例えば身近な例としまして、岐阜市の水道水ですか、「長良川の雫」なんていう形で言ってみえるし、隣接の関市さん、旧洞戸村ですか、「高賀の森水」と言っていますけれども、ここをちょっと聞いてみますと、平成10年2月に、「奥長良川高賀の森水」ということで、平成11年1月には、奥長良川名水有限会社ということで、第三セクターで設立されました。その約1年でございますが、12月には100万本を達成し、7,954万8,000円の売り上げがあったそうです。その翌年、平成12年7月、東京ディズニーランドの方で販売を開始された。そのまた10月には、地元の方で有名な方です、金メダリストの高橋尚子さんが利用しているよと、そんなようなことをテレビや何かで報道され、注文が殺到されたということでございます。また、名古屋の松坂屋でも販売されておりました。それからまた12月、東海四県のコンビニ、サークルKというんですか、東海四県で1,600店の店舗で発売が開始され、現在、奥長良川名水株式会社という、今度は民営化され、現在に至っているそうです。

これは、数少ない成功例でございます。水というのは、たくさんいろんな都市でいろんな会社が製造、販売されておりますが、ほとんどのところは難しく、中には倒産されているようなところもございますが、それこそ戦術というか、戦略というか、そういうものを踏まえてうまく活用された事例も、この県内にもございます。そんなところもあるということで検討をしながら、何かできないかなという思いもありますので、その辺のところの御所見をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、2点目の水を生かした取り組みについてということでお答えをさせていただきます。

本市は、能郷白山を源流といたしました清流根尾川のほか、岐阜県の名水五十選 これは昭和61年に制定されておりますが としまして、根尾地域の御姥様の水と、それから本巣地域の席田用水が選定をされております。この御姥様の水は、継体天皇にお仕えしたお姥様が産湯につかった水ということから、こういったこの名前がつき、安産の水などとも呼ばれるようになっております。今でもこういったことから妊婦さんがこの水をくみに来られるとか、あるいはまた、この水でコーヒーをいれるとおいしいということで、くみに来られるという方がお見えになるということ

を聞いております。席田用水は、6月から7月にかけて、蛍の乱舞する名所としまして、市民や市外の人々に親しまれております。蛍条例の制定など、市民が一丸となって保護活動をしているところであり、こうした名水を観光資源の一つとしてとらえ、なお一層名水のPRをしていきたいというふうに考えております。

また、議員御提案のように、県内各地におきましては、こうした水を生かした取り組みが行われておりまして、先ほど言われました高賀の森水、飛驒の水、養老山麓の自然水といったような天然水を活用しましたミネラルウォーターの製造・販売、または水道水を活用したミネラルウォーターの製造・販売がされております。いずれも、こういったものの製造につきましては、企業で行われておるわけでございます。ミネラルウォーターは、外国製品のほか、日本全国各地で多種多様なものが製造・販売されておりますことから、市内名水の効能等の、先ほど言いました御姥様の水等についての効能等の調査、あるいは、つくった場合のコスト及び販路、こういったことを含めまして、企業の参入できる環境整備につきまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

江崎達己君。

○1番（江崎達己君）

先ほど私も事例を上げました関市の高賀の森水でございますが、大変苦勞されたということもちょっと聞いております。やはり初めは三セクで始まったという中には、国、県、村、森林組合、いろんな方々と協議され、苦勞されて立ち上げ、進んできた。中には、地元の森林組合の組合長さんですか、県森連の理事の方、その方のすごい熱意で成功に結びついたということも聞いております。

また、この民営になった社長さんは、我が本巢市に住んでおみえです。私たち真正地区の温井というところにあります。中村さんと言いますが、その方と知り合いでしたので、懇々と話を聞きました。江崎さん、水のことを考えるのは難しいよと。たくさんあるから非常に難しいんだけど、やったらやっただけのことはあるよ。だけど、いろんな人には私はそんなに簡単にノウハウは、10年以上かかったノウハウは簡単には教えられませんかねという中で、いや、本巢市の活性化のために思っているんだけど。本当にやる気があるなら、ノウハウの一部でも相談に乗ってあげますよなんていうことを言ってもらえました。

そんな中で、一つのこれは取り組みです。必ずしもこの水で何とかせよというだけのことではありません。そんな単純なことを僕言っておるわけではないんですけども、本巢市を活性化するための一つのあれになればなど、これも一つの発想の転換じゃないかなという気はしております。民間の大企業の飲料メーカーもいっぱい参入しておるところです。その中でも、大きなノウハウを持っておっても失敗している会社もあるということもあります。ただ、販売だけじゃなしに、今の部長の答弁でありましたけれども、本巢市にそういう名水があるということも広く市民に知られ、また発信していくことが一つじゃないかと思えます。特に桜の時期になりますと、市外、県外から

大勢の方が桜を見に見えます。そのときに、桜のあるこの根尾地区にはこういういい水があるんだよとPRするのも観光につながっていくという思いがしております。ぜひ検討を図っていただきたいと思います。それを願ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

続きまして、2番 鏝本規之君の発言を許します。

○2番（鏝本規之君）

それでは、通告に従ひまして、樽見鉄道のことを伺っていきます。

樽見鉄道のことが11月30日の中日新聞に掲載されておりましたけれども、また来年度から1億円の支援をするということが載っておったわけなんですけれども、まだ私たちの方にはそのような報告はされておられませんけれども、この中において、どのような経緯で1億円の財政支援を行うようになったのかということをお伺いしたいと思います。

当然、1億円という形、前の年も、その前の年も、そういう形だったかと思うんですけども、ことしで一応区切りとなるはずなんです。その中で、沿線5市町村でつくる連絡協議会という中でそういう結論がなされたと思いますので、ひとつその中の報告、どういう経緯でそういう結果になったのかをお伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

樽見鉄道の支援ということにつきましてお答え申し上げたいと思います。

今、冒頭で、11月30日の中日新聞の記事のことが今お尋ねでございましたけれども、まだ新聞記事に書かれているような結論に至っておるわけではございません。樽見鉄道につきましては、11月25日の行政報告でも申し上げましたとおり、経営改善が図られることを期待いたしまして、沿線5市町による樽見鉄道連絡協議会の決定によりまして、平成20年、いわゆる樽見鉄道が作成いたしました第2次経営改善計画に基づきまして、先ほどからお話でございますように、平成20年度から平成22年度までの3カ年間にわたって今経営支援を行ってまいったところでございます。

しかしながら、そのときの行政報告でも申し上げましたように、樽見鉄道の経営状況というのは大変厳しいということでございます。少子化の進展に伴いまして、通学利用者の減少というのに全然歯どめがかからない。そして、それによって収益もどんどん減ってきているということで、大変厳しい状況でございまして、これも少子化の進展等々によりまして、今後もこういう状況が続いていくというふうに認識をいたしております。

こうした状況をいろいろ考えて、そして、こういったことを踏まえまして、樽見鉄道に対する支援につきましてはどうしていくかということをお現在検討中でございます。いずれにいたしましても、沿線5市町が協調して対応していくという、そういうことは今5市町で協議の中でも合意をいただいておりますのでございまして、現在、そういったことを前提に、連絡協議会におきまして、

今後の支援のあり方について議論を進めているところでございます。

行政報告でも申し上げましたように、来年1月を目途に、連絡協議会とこの沿線5市町の協議会としての最終結論を出していくという予定になっております。いずれにいたしましても、ここら辺が期限でございまして、新年度予算も出てまいりますので、その時期までには最終結論を出していきたい。それに当たって、いずれ近いうちに方向が大体煮詰まってきたところで、また議会の方にも御相談もさせていただき、そしてまた議員各位の御意見も伺いながら、最終的に本巢市としての沿線5市町の協議会でのお答えというふうにさせていただきたいと考えておりまして、いずれにいたしましても、現時点では、先ほど冒頭に話のございましたような、来年度1億云々という最終結論は出ておるわけではございません。これからもまた皆さん方の御意見を伺いながら、最終的には沿線5市町の協調の中でどうするかというのを決めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

それでは、改めてお伺いをいたします。

中日新聞に書かれていたことが事実でないということになれば、私のまた質問の内容が変わってきますので、それでは樽見鉄道連絡協議会の中において、市長さんは今、頭をやっておられるのかな。その中において、当然本巢市としての対応が求められると。その中において、私も沿線の5市町村の市会議員、また町会議員の皆様全員に、アンケートをとるということでお手紙を出させてもらって、それで回答をいただきました。返ってきたはがきの数は約半数近く、あとは電話等がありました。その中で、「本巢市の判断に従う」というような形の回答が多かったように思っております。廃線を、支援を全面的にやめると、本巢市が支援を決めても、「支援をしない」という回答は2名おられましたけれども、あとは皆さん本巢市が支援をするというなら支援を続行するというのに賛成しますよというような意見が非常に多かったです。その中において、当市の市長が、今後、樽見鉄道に対しての支援、また、どういう方向で持っていかれるのか、そのお考えをお聞きいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

いずれにいたしましても、樽見鉄道につきましての支援をどうするかというのは、先ほどお答え申し上げましたように、経営状況は大変厳しいという認識をいたしております。これは沿線5市町の首長等も同じ認識でございますし、また、先ほどお話にございましたように、どうするかということを、前に行くのも退くのも、すべて沿線5市町の協調の中で考えていこうということで、それぞれの合意を得ておるところでございまして、そういったことから、本巢市単独でどうのこうのと

いう、樽見鉄道の場合は、本巢市の鉄道でもございません。これは、大垣、瑞穂、北方、この沿線5市町をずうっと通ってきておる鉄道でございまして、利用者もそれぞれの沿線5市町の皆さん方が御利用いただいておりますということでございますので、最終的にはやはりこの沿線5市町の皆さん方が合意できる形で、しかも、1抜けた、2抜けたという形ではなくて、沿線5市町が最後まで同じ姿勢で行くということが大変必要だろうというふうに思っております。そういったことから、たまたま私がこの樽見鉄道連絡協議会の会長をいたしておりますけれども、会長というだけでございまして、やっぱり支援に当たっては、それぞれ沿線5市町の皆さん方の、そしてまた税金等々の投入していくということが前提になっておりますので、あくまで最後まで沿線5市町の協調姿勢の中で考えていくと、本巢市単独の云々ということは毛頭考えておりません。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

3年前に、連絡協議会が大垣で行われたと思うんですね。その中において、3年間の支援をするよということが決定をされたと思います。その中でいろいろな議論がなされた中において、経営損益が8,700万円台でおさまるであろうという報告の中において、1億円の支援をすることが決定されたと思っております。実質的には、それ以後、20年の1月に会合がなされて決定をされたんですけども、報告は19年度、20年度、21年度ということになっておるんですけども、赤字が、一応19年度は9,800万、9,900万弱なんですけれども、20年度も9,900万弱、21年度も9,700万円弱と。当初の見込みよりも1,000万円以上の赤字なんです。経営損益の計算をしますと、会社でいうと純利益というんですけども、市の方から、また県の方から、国の方から補助金をいただいて、普通なら黒字になる計算がなされたはずなんです。150万円のプラスになるということが前提として補助がなされてきた。そういう経営状態の中において、結果的ににおいては、この3年間を見ても、一千数百万円以上の赤字が出ていると。これは純利益の中の赤字ですから、丸っとの赤字なんです。会社でいくと、その累積がずうっと積もり積もっていけば、2億数千万になっているというふうに伺っております。

その中において、今後この樽見鉄道を従来どおり支援していくのかどうかということは、一つの分岐点になろうかと思っております。その中において、この本巢市が今からやるべきこと、また今までやってきたことを少しお伺いをいたしますけれども、この本巢市においては、今までの補助金云々、約1,300万ぐらいの補助がなされてきたと思うんですけども、そのなされてきた補助のパーセンテージですね、大垣がどのぐらいであり、本巢市がどのぐらいであり、県がどのぐらいであるのかを少しお伺いいたしますので、御説明をお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今かなり細かい数値のところに入っていますので、それにつきましてはまた総務部長の方からお答えさせていただきますけれども、基本的には、運営補助は沿線5市町でやらせていただいておりますし、また、レールバス等の購入等につきましては、私どもの本巢と揖斐川町で対応させていただいておる、そしてまた施設整備の方も、沿線5市町の協議会の方でまた補助をさせていただいておるということでございます。今、細かい方の数字につきましては、具体的に金額等々はまた部長の方からお答えをさせていただきます。

〔「大体でいいぞ、大きな金額で。わかっておって聞いておるから」と呼ぶ者あり〕

○議長（道下和茂君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

支援の額でございますが、今、大垣市、瑞穂市につきましては定額でございますので、大垣市につきましては1,500万、瑞穂市につきましては1,000万、北方町も定額でございます、北方町につきましては200万、その残りの分につきましては本巢市と揖斐川町ということになっておりまして、本巢市については88%、揖斐川町については12%というので支援をしてまいったところでございます。大体の額でいいますと、本巢市で6,000万円台、揖斐川町で800万円台というところでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

先ほど市長さんが言われましたけれども、この樽見鉄道は、本巢市単独のものではなく、沿線の方たち全部の共有するものであるという解釈からすれば、この補助金を出す金額も同等であるのがしかるべきだと思っております。そういう中において、大垣市が1,500万、この本巢市が6,000万ということになれば、4倍強の負担を強いられているということになる。そのことが市民の皆様から御理解がいただける金額なのかということについては、非常に疑問を抱いております。ですから、協議会の中において、どうしてこの本巢市だけがこのような金額になっているのかの御説明をお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

この詳細は、また細かいことが必要ならばお答えさせていただきますけど、基本的には、いわゆる樽見鉄道、根尾までの延長の沿線の距離、そして駅の数等々を勘案をして、この負担額というのが決められたというふうに向っておりますので、そういうことから言えば、この本巢市の方は大変延長距離も長いということでございまして、また、たまたま北方の場合は、通ってはおりませんが、たまたま北方の住民も利用しているということで、利用者のことも考えながら、北方にも

御負担をいただいておりますということで、旧の本巢郡全体で考えるというようなことから、北方にもこの支援の枠の中に入れていただいておりますという現状でございます、最終的には駅の数、沿線の鉄道の延長距離、そしてまた利用者の利用状況というようなことを前提で、この配分額が、いわゆる支援額は決まったというふうに伺っておりますし、そのように思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏑本議員。

○2番（鏑本規之君）

私がなぜこのことをくどくど聞くかという、この樽見鉄道の支援に反対しているわけじゃないんです。今後5年も10年も先までこの樽見鉄道が存続するためにはどうしたらいいのかということを探り出すために、今伺いをしているわけなんです。

20年度に支援についての会合がなされて、支援をしますよということが決定をされた。その中において、大垣の市長さんであったか、瑞穂の市長さんであったかはよく記憶しておりませんが、3年間はこの状況で支援をしていくけれども、改善がなされない場合においては、今度、次にやる会合ですわね、その中において厳しく判断をさせていただくという言葉が述べられております。そういう中において、3年間のこの樽見鉄道の実績を見てもみますと、私も経営者の一人として見てもみますところ、非常に改善をされたというようなところが見当たりません。それは数字を見ても明らかであります。では、それをどのようにして改善をしていくのかということに対しては、市長がどのようにお考えか、ひとつ伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

鏑本議員に申し上げます。

質問回数がこれで5回になりますので、次の質問に入っていただきたいと思います。

答弁だけ、藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

今、鏑本議員の御指摘のあった、それについてはおっしゃるとおりでございます。確かにそういう議論というか、そういうお話もあって、それが今回3年間の支援計画のもとになっております。今、議員からお話がありましたその言葉も、3年間の支援をするという計画の中にもその文言が入っております。経営改善が見られないときには支援の打ち切りも検討すると、そういう条文も入っております。まさしく議員御指摘のとおりでございます、ただ、そういうことを踏まえ、次の支援というのは大変厳しいというのが現状でございます。ただ、それを額面どおりとれば、本当に今厳しいということでございますけれども、ただ、やはり地域の足としていろいろ御活用いただいておりますということでもございますので、沿線5市町でもそういうことも踏まえながら、今後どうするか、前へ進むのか、退くのか、そういったことも含めて、今議論をさせていただいておりますので、いずれ近いうちに、そういった議論をした上で、また議会の方にもそういう状況もお話ししながら、そしてまた皆さんのお知恵もおかりしながら、この樽見鉄道の今後の支援

云々については、一定の結論を出してまいりたい。いずれにいたしましても、今議員、先ほど申し上げました状況というのが条件で、今回の第2次改善計画の支援の原点、もとになっておりますので、そういったことは厳しい状況であるということはおっしゃるとおりでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏑本議員に申し上げます。

質問回数が5回を過ぎておりますので、次の質問に移ってください。

○2番（鏑本規之君）

質問はしません。議長が今言われましたので、樽見鉄道のことに関しては質問をいたしません。ただ、感想を述べさせていただきます。

ずうっと考えてみまして、また今市長さんからの考え、いろんな御意見を伺った中において、私の考えといたしましては、人事権、また経営権がこの本巢市にないということであります。樽見鉄道の経営権がどこにあるかということに関しては、大株主である西濃鉄道だったかな、またそこらが持つておるだろうと思う。そうすると、その人たちがどのようなことをやって、どういう経営をやろうとも、それに対して本巢市は小言も言えない、出すだけのものを出すだけであると。経営者として、そんなありがたい経営の仕方は非常でないかと思う。そのしりぬぐいは市民の血税でなされるということを肝に銘じて、今後の樽見鉄道の支援について考えていただきたいと思うし、また、この本巢市だけが多くの負担を負うのではなく、ある程度の5市町全体がそのものを同じような分類で背負われることを願って、次の質問に移ります。

それでは、5回ということですので、上手に質問をしていきます。

通告に従ってあれしますけれども、今回の質問は、私が裁判所でいただいた判決に基づいての質問でございますので、秘密文書、要するに行政文書非公開決定通知書の取り消し処分ということで、裁判所の方から11月24日に判決が言い渡されましたけれども、質問に移る前に、上告はされるのか否かをお伺いをしていかないと質問ができませんので、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

行政文書の非公開の処分取り消し請求事件の判決が出たということにつきまして、それについて上告云々というお話でございますけれども、現在、まだその件につきましての最終結論は出しておりませんし、また、現在、相手方との関連もございまして、判決確定前ということでもございます。その件につきましては、お答えを控えさせていただきますと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

控訴するか否かをお聞きしたわけですが、相手方の判断によって異なるということでございますので、相手方の当事者といたしましては、今回いただいた判決は非常にありがたい判決であり、内容において、何ら当方がとやかく言うような問題ではないと思っております。

この判決の中において、私が提示をいたしました議会の規律に関する検討委員会の議事録の開示をお願いしたところ、秘密会という理由によって非公開となったわけであります。私も、県、また市、いろんなところで文書の公開をお願いしております。県の方に行っては、その文書の公開請求をすところの担当の人と仲よくなってしまいうぐらい文書の公開請求をしているわけでございます。その中において、全面非公開ということは、過去に一度もありませんでした。当然、今回のことに関しても、全面非公開ということはないであろうという思いがありまして、公開文書の請求を法にのっとり、ルールにのっとり行ったわけでありますけれども、秘密会を理由にして全面非公開という決定がなされました。この秘密会という決定においてでなければ、多分私はそれ以上の裁判ざとか云々ということにはしなかったと。なぜ秘密会という理由で全面非公開になったか、その問題点を提示するために裁判の方に訴えたわけなんです。そのことの重要性は、各新聞記者の方たちが理解をしていただきまして、7社以上の新聞社からの取材もありましたし、テレビの取材もありました。それは、今ここにお越しの市民の皆様初め、また職員の皆さん、新聞等で読まれたことと思っております。

じゃあ何が問題かというのと、この議会の中において秘密会にすることは、ここにおられる議員の方たちの3分の2以上の同意があれば、今ここで私がしゃべっているこの議会ですら秘密会にすることはできるわけです。そして、秘密会が決定されれば、今後ろの方におられる傍聴者の人たちもすべて退席をさせられるわけであります。そしてまた、なおかつ、その文書が公開ができなくなる。また秘密会の中におかれて、ここで私が一般質問しておる内容を他に漏らすことができないというルールになっている。3分の2以上の議員がその気になれば、すべての議会が秘密会となる。それを理由にして議事録の開示ができなくなるとなると、市民の知る権利が損なわれる云々どころの話ではない。そういうことを踏まえて、今回裁判の方に訴えたわけでありますけれども、裁判所の判断も、それが正しいという判断には至らず、秘密会という名目での非公開は、これはいけませんよという判決をいただきました。ただ、中の内容においては、公開することはしなさいという判決は出ておりません。

それはなぜかというのと、中で語られた、議会の規律に関する検討委員会が、審議された内容が、懲罰委員会に匹敵する内容であるから公開をしてはならないというふうの判決であります。ということは、議会の規律に関する検討委員会は、裁判所の方の判断では、懲罰委員会に属するということで、公開をすることはできないという判断が出たと思っております。その中において、私が控訴する理由は見当たりません。ですので、市長の方から控訴しないとなれば、その時点においてこの判決が有効となるわけでありますので、改めてお伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

いずれにいたしましても、まだ控訴をしないという、そういう議員のお話でございますけれども、まだ確定をいたしておるわけでもございませんので、現在、判決確定前の案件、いわゆるまだ訴訟というのは継続中というふうに私どもは認識いたしておりますので、まだこの現時点では、法的にも既に確定した時点でまたお話をさせていただくということで、現時点では、私からのコメントというのは差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

一応継続中ということで、市長さんが立場上被告ということになっておるわけなんですけれども、非常にお答えにくい事案かと思っております。判断を下したのは市長でもなければ、また、決定を下したのも市長さんではないわけですから、非常につらい立場で、御回答がなかなかできないというの理解しておりますので、この辺でこのことに関しては終わりとさせていただきますけれども、決定した段階において、いま一度伺いをする予定にしておきますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、モレラ北の土地の件について伺いをいたします。

先輩議員2人の方が、幼稚園の統合というような話、しませんよという話になったわけなんですけれども、それから下水道工事もやりませんよという話になったと思うんですね。その中において、モレラ北の土地を購入するときの購入する条件といいますか、難しい言葉はあまりよく知りませんが、目的があって市は土地を買ったと思っておるわけです。その買った目的が、まず給食センターは今できておるので結構だと思うんですが、それが入っていたか入っていないかは私はよく知りませんが、ストックヤードをつくりましょうと。それから、東幼稚園と西幼稚園を一つにして、そこにつくりましょうと。それともう1点は、下水道処理場をそこにつくりましょうという3点がおおむねだったように伺っております。その中において、先輩議員の今回の一般質問の中において、下水道工事は行われぬ、それから幼稚園は合併をしないから、今あるところをつくりましょうよということになった。ストックヤードは、皆さん御承知のとおり、つくる予定もなければ、壊してしまわれたという経緯の中において、買ったときの目的が何一つなされない中において、今現状になったわけなんです。

そういう経緯の中において、市長さんが私たち市会議員の中において、先輩議員たちといろんなことを語られて、今の決めて、そして土地を買うという形にしたかと思うんですけれども、そのことが、新しい市長さんになったことによって、時代の背景もあろうかと思っておりますけれども、目的が変わってきた。結果として、その土地を買ったときの目的が壊れてしまった、なくなってしまった。その土地を今後どうするのかということに関しては、先輩議員である上谷議員からいろいろと質問があって、個人的に企業にでもお貸ししたらどうかというような話があったかと思うんですが、私

個人としては、本巢市の行政は不動産屋じゃありませんし、そういうものを貸すということがいかかかと思っております。ただ、用途を、つくるまでの時間、土地があいているから、あけているのはもったいないから、その間の期間だけお貸しするというは大いに結構かと思えますけれども、目的のない土地を民間にお貸しするというのは、どうもいかかかと思っておりますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、モレラ北の土地の利用ということにつきましてお答えを申し上げたいと思いますけれども、モレラ北の土地につきましての今までの取得の経緯とか、取得時の計画の内容とか、そしてまた現在の状況というのは、先ほど鏝本議員御指摘のように、その前に御質問がございました上谷議員の御質問にお答えさせていただいたとおりでございまして、時間の経過とともに当初の計画がどんどんと今変わってきておると。そして、現在、大きく使おうと思っておりました下水道のもの、そしてまた下水道の処理施設、そしてまた幼稚園等の場所というの、まだ決定事項じゃございませんが、そういう方向で進めさせていただきたいということで、そういう方向で今考えておるよということで、モレラ北の土地も、今までの取得時の計画から大きく変わってきているから、この際、今後の有効活用というのを検討していきたいと。それについては、皆さんの御意見を伺いながら進めさせていただきたいというお答えを今させていただいておるところでございまして、ぜひそういう方向で、また皆さんのお知恵、アイデアをいただきながら進めさせていただきたいと思っております。

その中で、先ほど上谷議員からお話がございましたが、どうだ、ちょっとその間、遊ばせておくのはもったいないから、有効活用的一端として少しお貸しして、市としての活用が決まるまでの間はお貸ししたらどうだろうというお話もございました。それも一つの方法だと思います。議員も、そういうことならいいというお話もされていますけれども、そういうことも含めながら、ここの土地の有効活用というのについて、お話を進めさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、時間の経過とともに、やはり最初からこの計画をやるとかやらないという格好でやっていないです。その取得時は、こういうものをこの場所でやっていこうじゃないかというお話で進めさせていただいたというふうに私も認識いたしておまして、決してその当時の計画がどうだったということをつもりもございませんし、その計画を実行するに当たって、時間の経過とともに状況変化があつて、こういうふうになっておると。しかし、土地は私ども市の土地になっているというか、土地開発公社に先行取得を委託して取得しておる土地で、いずれは市の土地になるものでございますので、そういう状況を踏まえながら、ぜひ有効活用というのをこの際考えていこうという、今、気持ちでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

今、市長さんがお答えになりましたけれども、幼稚園の統合も、また下水道の整備も、決定したものではないというような言い方をされましたけれども、さきの先輩議員の質問の中においては、そのような回答ではなかったように思われるわけでありませう。

その中で、私の思いとしては、幼稚園を西と東を一つにするのは、しないよという、今ある場所で東はやりませうよと。西は、モレラの西の土地でやりませうよというような意見があったかと思ひますが、私が思うに、西保育園を、今、私が指摘しているモレラの北の土地からそんなに離れていないところに持って行くわけなせうですね。東幼稚園は、今のところで、少し足りない場所の土地を購入をして、そしてその場でつくりませうよと。そうしたときのメリット、デメリットを考えたときに、今の市長さんの提案でいませうと、合併特例債のお金は使えないということになるわけなせうね。ですけれども、一ところにまとめれば、合併特例債は使えるかと思ひておるんせうけれども、もしそうなった場合に、一つにした方が私はいいのではないかと思ひておるわけなせう。広大な土地もありますし、また市長さんが提案されました、モレラの西側の土地に一つに集約しても、あそこも広大な土地であろうと思ひております。その中で、一つの欠点としては、四百数十名のマンモス園になるであろうということの議論にならうかと思ひますけれども、その議論は、今から皆様としていただければ結構かと思ひておるんせうけれども、いかがでございませうか。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

質問にお答えを申し上げたいと思ひますけれども、先ほど来、下水の話、それから幼稚園の話、決定ではないというお話をしたということで、そんなふうなことではないんじゃないかというお話ですけれど、これはいつもお言葉を返すようであらなせうですけど、鏝本議員がいつもおっしゃっておるように、結局議会で議決をしなければ何もできないということになる。そういうことなせうから、原則的にいえば、こういうふうにやりたいと、ここの場所でやりたいし、こういうものだという、関連の予算を計上して、そしてそれを議決していただいて、実行して初めて確定するということなせうから、幼稚園の整備も、それから下水にかわる合併浄化槽の関連の予算も、いずれ当初予算等々で計上させていただいて、それを議決していただいたことなせうによって初めて確定したという、法的にはそうなる。なせうから、今のところは、私はそこでそういう方向でやらせたいということなせうで考えておるということなせうでございませう。いずれにいたしましても、それをぜひそういう方向で決定していただければ、今くどいことを言うまでもない話ですけれども、そういう認識でおりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それからまた幼稚園の、先ほどお話がございませう、一緒にしてどうだというお話もございませう。先ほど上谷議員のときにもお話を申し上げましたように、今現在でも、糸貫東、西、それぞれ200人近い園児を抱える大きな施設でございませう、これを本来、一緒にならなせうと400人を超えらなせうと

ということになりますと、確かに用地はございますけど、400人を超える幼児園というのは、多分管理等々も大変だろうと。特に園児があちこち、子供ですから走り回りますし、そうしますと目が届きにくくなるというようなこともございます。また、それぞれ旧の糸貫町地内からも連れてくるということになりますので、子供の移動距離も長くなりますし、そして保護者も、大きく1園になるということで、その環境の変化が、本当にこれで子供がしっかりと保育していただけるのかという不安も生じると。そういうような懸念が予想されるということから、現在の2園体制で整備をさせていただきたいという結論になったということでございます。

当初は、一緒にやることによりまして、合併特例債の活用というのも想定させていただきましたけれども、きのうの高橋議員、そして、きょうの上谷議員にもお答え申し上げましたように、やはり総合的に勘案した結果、土地が財源の問題、それから先ほど申し上げました施設規模の問題、園児数の問題、そして土地の取得の容易さ、それから財源というようなことを総合的に勘案をいたしまして、今回、それぞれの単独の園でさせていただくというふうに考えさせていただいております。

そしてまた、糸貫の西幼児園が、センターのところ1カ所に全部持っていくということになりますけど、面積的に、400人を超える園児数をあそこでやるというのは、先ほど上谷議員のときもお話し申し上げましたように、今現在の東、西幼児園も、1人当たりの面積も、市内の保育園、幼稚園、幼児園と比べますと、1人当たりの面積も大変少ない、大変窮屈な状態で保育をさせていただいております。そういったことから、ぜひ、今度もし整備するとなれば、もう少し余裕を持たせて、そしてなおかつ、それぞれ来られますお父さん方、お母さん方の駐車場なんかもしっかりと整備するような方向で、少し余裕を持った形で整備したいなというふうに思っております、隣のセンターの方の跡地に2園を持っていくというようなこともなかなか難しいし、また、そうなりますと、先ほど申し上げましたような400人を超える云々になりますと、大変またそういう不安も出てくるということで、ぜひそれぞれ単独のところでやらせていただきたい。

そしてまた、モレラの敷地内にもう一個、例えば東を持ってくるとかということも不可能ではありませんけれども、同じ幼児園をすぐ隣同士に二つの、近いところでやるのもまたいかがなものかと。それよりか、やはりでき得れば、私も基本的には、保育園、幼稚園というのは、やっぱりそのままずっと小学校、中学校とつながっていくと。そしてまた地域のつながりも、今小学校単位でいろんな地域づくりというも行われております。そうしますと、幼稚園もできる限りそういった形で学校に近い、そして学校と同じような形でやっていくのがベターだろうという思いをいたしておりますけれども、そういったことから、東幼児園はたまたまその近いところで用地の確保もできそうだと。ただ、西幼児園につきましては、もともとが二つの小学校を統合した形での幼児園になっておりますので、なかなかその学校の近くというふうにはまいりませんし、学校の近く云々となりますと、結局は三つに分散しなきゃいけないと、こういうふうになってまいります。そういうことになりますと、またもっともっと大変なことになるということで、ぜひこの2園で、しかも西幼児園は土貴野地区、一色地区にできるだけ近い形で、どちらからも近い場所で、そういうことで整備をさせていただきたいというふうに考えております。

[2 番議員挙手]

○議長（道下和茂君）

鏝本規之君。

○2 番（鏝本規之君）

私も、市長さんの考え方に反対をしているわけではありません。西幼稚園、東幼稚園を一つにするということにおいては、私はもともとが反対なんです。私の住んでおる地域においては、今子供が非常に多い。どういうわけか、皆さん若い人が頑張っておられるのかもしれませんが、非常に多いんですね。そういうことから考えて見たときに、それは当然、私は西の方は別途にしてみらいたいというのが私の気持ちでありますし、また地域の人たちの考え方かと思っております。

また下水道工事においても、1人の処理をするのに、公共でやれば100万円以上のお金がかかる。そんな無駄なことは到底容認できないというのが私の考えでありますし、個人の合併浄化槽の方を推進していくことにおいては、両手を挙げて賛成をしたいというのが本音でありますけれども、議員の立場上、腹の中と言葉とは違うことがあるかと思っておりますけれども、それは承知おき願いたいと思っております。

その中において、議会の承認を得なければ決定したことにならないというような御回答でございましたけれども、先ほど先輩議員の鶴飼議員が、そういう提案に対して、いろいろな資料というのかな、そういうものをもう少し提示をしていただきたいという御意見がある。幼稚園一つにとっても、別々でつくることのメリット、デメリット、一つにすることのメリット、デメリット、そういうものを議会の方に提示をしてもらって、そして議会の中でそれぞれが議論をして結論を出して、そして行政が出してきた提案に対して反対なり賛成なりをするなり、また議会としての提言をすることができるんじゃないかと思っている。そういうものは大いにこれからも出していただきたいし、市長さんの単独の、独善というような形にならないようにしていただきたいと思う。

また、土地の活用の中に、私が一つ忘れておりましたけれども、記憶が違っておったらごめんなさいでございますけれども、モレラの北の土地を買うことにおいて、あの土地を公園整備をするということも含まれていたかと思っております。前市長は、そこに糸貫川の整備と、そして、それに隣接する土地を含めて、公園をつくろうという発想でおられたと思っております。また私も、その提言に従って私なりに努力をして、その当時の振興局長であられた長屋さんをお願いをして、予算も取ってきましたし、裏の話でございますけれども、一遍では払えないけれども、ちょこちょこで4億ぐらいは出せる用意をしてあるから頑張りなさいよという言葉ももらったんですけども、不幸なことがあって、今失職しておりますので、どこでどうなったかよくわかりませんが、そのことも含めて、あそこで公園整備をする必要、思いがあるのか、前市長は非常に熱い気持ちを持っておられたけれども、新しく市長になられた市長さんの気持ちをひとつ伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

モレラ北の事業活用計画という中で、ずうっと、るるこういうもの、こういうものという御説明を申し上げまして、その中に公園云々というのもあったんじゃないかというお話、御指摘のとおりでございます、公園緑地というようなことで3,000平米ほどの予定の面積ということで、土地購入の中に入ってございますので、決してこれは、当初の計画からなかったというふうに言うておるわけではございません。またこういうものも含めて、先ほど来お話し申し上げておりますように、皆さん方の知恵、アイデア等々もお聞かせ願って、ここの有効活用というのを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔2番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

鏑本議員に申し上げます。

あと質問時間が2分となっておりますので、要領よくやってください。

○2番（鏑本規之君）

今、市長さんの方から、当初の計画がそのようにあったというふうに向っております。その中で、公園をつくることに関して、県の方からも一応、口約束か何約束かは知りませんが、少しでも予算は取れているはずなんです。今も出ていたと思っております。市長さんは県の職員であられましたから、裏か表かはよくわかりませんが、そちらの方を使って、今後ともそういうものが、予算がいただけるものならいただけるようにして、糸貫の周りには、市民の方に誇れるような公園がありません。上谷議員もそのようなことを言うておったと思っておりますけれども、小さい公園はあるんですけども、市民の方たちが憩えるような公園はありませんので、そういうことを踏まえて、前向きに考えていただいて、県のもと職員という強みを発揮して、財政厳しい中においても、何とか予算を分捕ってくるような勢いで対応していただけると幸いかと思っております。その意思があるか否か、伺いたい。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

大変激励いただきまして、ありがとうございます。

計画で、そういう計画も入っておりますので、それも含めて、全体の、これだけを向けていくというんじゃなくて、先ほど申し上げましたように、幼稚園とか下水云々ということにも使わないとなつてきますと、面積が大変大きくなってまいります、その辺が抜ける部分。そうしますと、当初の計画において、3,000平米ぐらいの公園というのがここに入っておりますけれども、本当にそういうものだけでいいのか、もし有効活用の中で考えたときに、あの辺の一带ををどうするかという中で、公園なんかも全部一緒にやっていくべきじゃないだろうかという話になれば、そういうだけじゃなくて、もっと大きい形での活用というの、将来はいろいろ考えられると思っておりますけれども、ぜひその辺を含めて、これだけを単独でどんどん走っていくのではなくて、やはりもっと、ストックヤードもなくなる、給食センターはあれだけでも、幼稚園もなくなる、下水もなくなるとなつ

できますと、あの辺がずうっと大きくあいてくる。そうしますと、ぜひもっといろんな形での有効活用、公園も含めて、そういうまた御議論をいただいて、そして皆さん方と御相談しながら、この有効活用というのを進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「時間どおりに終わらせていただきますので」と呼ぶ者あり〕

散会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

12月17日金曜日午前9時から本会議を再開しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

